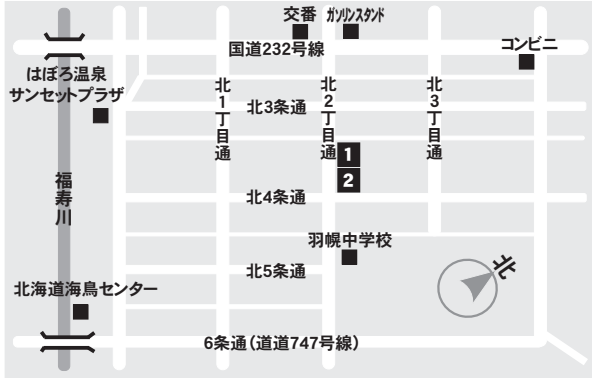


# 住宅用地にご活用ください 町の土地を売払います

町では住宅用地として次の土地を売払います。購入を希望される方は、あらかじめ売払条件をご確認のうえ、お申込みください。

## 1 売払う土地と価格



番号	所在地番	面積	価格	特記事項
1	北4条3丁目1番1	433.90㎡ (約131.25坪)	2,092,000円 (坪単価 約15,900円)	・境界標あり ・建ぺい率60%、容積率200% ・契約保証金 209,200円
2	北4条3丁目1番2	433.89㎡ (約131.25坪)	2,100,000円 (坪単価 約16,000円)	・境界標あり ・建ぺい率60%、容積率200% ・契約保証金 210,000円

## 2 申込みの条件

申込みできるのは、個人に限ります。ただし、次の事項に該当する方は、申込みをすることができません。

- (1) 町民でない方(住宅建設までに転入する方は除く)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 町税及び使用料等(上下水道使用料含む)に滞納がある方

## 3 売払いの条件

- (1) 羽幌町民(転入予定者含む)で令和9年11月30日までに自らが居住する住宅の建設に着手できる方とします
- (2) 所有権移転から5年間は、他の方への所有権の移転および貸付けはできません

## 4 売払いの方法

- (1) 同じ区画に2人以上の申込みがあった場合は、抽選により買受予定者を決定します
- (2) 買受予定者決定後、売買契約を締結し、契約保証金を納めていただきます
- (3) 買受予定者が住宅建設のための建築確認申請をした後、売払価格から契約保証金を差引いた残額を納めていただき、土地の所有権を移転します

## 5 申込方法

役場財務課へ申込用紙を提出してください(郵送可、メール提出は不可)。

申込用紙は財務課に用意しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

- ※ 申込みは1人につき1区画のみとし、異なる区画への重複申込みはできません

## 6 申込期限

令和6年10月15日(火) 17時30分

- ※ 期限を過ぎた場合の申込みは無効
- ※ 期限を過ぎても残区画があった場合は、随時申込みを受付けます

## 7 抽選会

(同じ区画に2人以上申込みがあった場合)

日時 令和6年10月23日(水) 17時00分

場所 羽幌町役場

- ※ 原則、申込者本人の参加とします
- ※ 代理人が参加する場合は委任状を持参してください

📍 お問い合わせ

財務課管財係 ☎ 68-7001 (課直通)